

## 千葉市公立保育所の建替え・民間移管に係る民間移管事業用地貸付等審査要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、千葉市立保育所の建替え・民間移管に係る新設保育園の整備・運営法人募集（以下、「整備・運営法人募集」という。）において、応募した事業者（以下、「事業者」という。）への民間移管事業用地の貸付（市有地の貸付並びに市有地以外の土地の転貸及び市が指定した市有地以外の土地の直接貸付。）及び占用（以下、「民間移管事業用地貸付等」という。）の適否を判断するにあたり、民間移管の要件の審査について必要な事項を定める。

### (審査対象)

第2条 事業者は、整備・運営法人募集に応募する場合は、民間移管事業用地貸付等審査申込書（様式第1号）により民間移管事業用地貸付等の審査を申込むこととし、申込んだ事業者を本要綱の審査の対象とする。

### (組織)

第3条 審査組織は、以下の者で構成する審査会とする。

所属	職名
こども未来局幼児教育・保育部	部長
こども未来局幼児教育・保育部 幼保支援課	課長
こども未来局幼児教育・保育部 幼保運営課	課長
こども未来局幼児教育・保育部 幼保指導課	保育所指導担当課長 民間移管元保育所長

- 2 審査会の委員長は幼児教育・保育部長とし、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、幼保支援課長がその職務を代理する。
- 4 審査会の庶務は、幼保支援課において処理する。

### (審査会)

第4条 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開催することができない。

- 2 審査会は、必要に応じて、書面又は電子メールにより開催することができる。
- 3 書面又は電子メールにより開催する場合、委員は書面等による回答をもって会議に出席したものとし、委員の過半数の出席をもって書面により会議が開催されたものとみなす。

### (審査方法)

第5条 審査会は、次条で定める審査基準（以下、「審査基準」という。）に基づき、事業者

が提出した提案書その他申請書類等（以下、「提案書等」という。）の内容を審査する。

- 2 前項の審査において、審査会の構成員全員が、提案書等の内容が審査基準の全ての項目について「適」であると認めた場合は、当該事業者を民間移管事業用地貸付等の相手方の候補（以下、「民間移管事業者候補」という。）として選定するものとする。

ただし、民間移管事業者候補に選定された場合でも、整備・運営法人として決定されなかった場合は、候補としての地位を失うものとする。

- 3 審査会の構成員のうち1人以上が審査基準のいずれかの項目について「不適」と判断した場合は、全員による対面での協議を行う。協議により「不適」と判断された場合は、当該事業者を民間移管事業者候補として選定しないものとする。

（審査基準）

第6条 前条の審査は、別表に定める民間移管項目審査基準に基づき実施する。

（審査結果の通知）

第7条 審査の対象となった事業者に対しては民間移管事業用地貸付等審査結果通知（様式第2号）により審査結果を通知する。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、幼児教育・保育部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（民間移管項目審査基準）

項目	「適」の判断基準	「不適」の判断基準
施設長の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所の施設長の経験がある。または、認可保育所における勤務経験が10年以上（保育士資格を有する場合は、経験年数の一部に幼稚園又は認定こども園での経験を含むことができる。）ある。</li> <li>・専任化する提案となっている。</li> </ul>	左記基準を満たしていない場合
主任保育士の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士資格を有し、認可保育所又は認定こども園において、3歳未満児の担任経験を含み、十分な勤務経験を有している。</li> <li>・専任化する提案となっている。</li> </ul>	左記基準を満たしていない場合
職員配置計画	新設保育園の保育士の配置は、法人既存園からの転籍者を含めた提案となっている。	左記基準を満たしていない場合
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育を実施することとし、かつ、20時までとする提案となっている。</li> <li>・要配慮保育及び産休明け保育を実施する提案となっている。</li> </ul>	左記基準を満たしていない場合
現在の保育所運営の引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事、地域活動等が現在の保育所で行われているものを引き継ぐ提案となっている。</li> <li>・移管後3年間、引き継ぐ提案となっている。</li> </ul>	左記基準を満たしていない場合
園庭の充実	砂場及び園庭遊具を設置する提案となっている。	左記基準を満たしていない場合
駐車場・駐輪場の整備	駐車場及び駐輪場を設置する提案となっている。	左記基準を満たしていない場合
保護者との関係性構築	保護者に対し必要な説明や協議を十分に行っていく提案となっている。	左記基準を満たしていない場合
都市公園の機能の増進（都保育所の民間移管に	都市公園の機能の増進が図られるような提案となっているか。	左記基準を満たしていない場合

限る。)		
グランドデザイン等への配慮 (千城台東第一保育所の民間移管に限る。)	グランドデザイン等に配慮された提案となっているか。(他の整備予定施設との交流・連携、整備予定施設利用者・地域への子育て支援、グランドデザインに調和する設計上の工夫など)	左記基準を満たしていない場合

令和〇年〇月〇日

(あて先) 千葉市長

所在地  
法人名  
代表者職氏名

民間移管事業用地貸付等審査申込書

千葉市立〇〇保育所の建替え・民間移管に係る新設保育園の整備・運営法人募集における民間移管事業用地貸付等について、下記のとおり審査を申し込みます。

なお、審査等の結果に対して、一切の異議申し立ては行いません。

記

1 貸付希望用地

(1) 所在地：千葉市〇〇区〇〇町〇番〇号

(2) 面積：〇〇〇〇. 〇〇m<sup>2</sup>

2 目的

千葉市〇〇保育所の建替え・民間移管に係る新設保育園の整備・運営のため

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

千葉市長 〇〇 〇〇

民間移管事業用地貸付等審査結果通知

千葉市立〇〇保育所の民間移管事業用地の貸付等の審査に係る令和〇年〇月〇日付け申込みについて、審査の結果、貴法人を民間移管事業用地貸付等の候補（民間移管事業者候補）として〔選定されましたので通知します。・選外となりましたので通知します。〕

〔なお、今後、整備・運営法人として決定されなかった場合には、候補としての地位を失います。〕